



お知らせ

第2回清掃・リサイクル審議会の傍聴

日 9月27日(火)午前10時～正午
場 区役所第1庁舎5階庁議室またはオンライン
申 9月7日までに①オンライン手続き、電話またはファクシミリ(記入例参照)で清掃・リサイクル部管理課(☎6304-3210 FAX6304-3341)へ先着 会場=5人、オンライン=10人

休業します

● 総合運動場テニスコート(1～8面)
11月1日～5年3月3日(予定) 工事のため

募集

障害者活躍支援員(非常勤)

対 自治体、企業、社会福祉法人等で障害者の相談や支援・援助業務の経験がある方または同等以上の能力を有する方

勤務日数/月16日

月給/17万6144円

任用期間/12月1日～5年3月31日(再度任用あり)

募集期限/9月30日

備 詳しくは、募集案内(人事課、出張所・高齢センター等にあり)または区のホームページをご覧ください。

問 人事課 ☎5432-2104 FAX5432-3009

(仮称)世田谷区第4期文化・芸術振興計画検討委員会の区民公募委員

内容/委員会への出席(4回程度)、文化・芸術施策に関する事項の意見・提案

対 18歳以上の区内在住・在勤・在学の方

任期/5年1月1日～6年3月31日

報酬/出席1回につき1万円

募集人数/2人程度

選考方法/書類

申 9月30日(必着)までに、履歴書(写真貼付)と作文「世田谷区の文化・芸術について」(800字程度)を郵送または持参で文化・国際課(〒156-0043 松原6-3-5 ☎6304-3427 FAX6304-3710)へ

障害のある方

ひまわり荘障害者パソコン教室

内容/①基礎コース②テーマ別選択応用コース③視覚障害者向け

対 区内在住で障害者手帳等をお持ちの方

日 10月～5年3月の毎週①火曜②金曜③木曜いずれも午前10時30分～午後0時30分または午後1時30分～3時30分

場 障害者休養ホームひまわり荘

費 教材費実費

備 9月20日(火)午前10時45分～正午に説明会あり(要申込・要参加)。

担当=障害者地域生活課

申 9月16日午後4時までに、電話またはファクシミリ(記入例参照。①～③の別、時間も明記)でNPO法人ウィーキャン世田谷(☎・FAX6413-0705)へ 抽選①②各回4人③各回2人

自動車燃料費の助成

4年度上半期分(4～9月分、限度額1万2000円)の交付申請を受け付けています。助成を希望される方は、申請書に領収書(助成対象期間

内のものに限る)を添付のうえ、10月7日までに、障害者地域生活課(☎5432-2418 FAX5432-3021)へ提出してください。

※助成を受けるには、総合支所保健福祉課で、助成資格認定の申請手続きが必要です。対象者の要件及び申請に必要なもの等詳しくは、お問い合わせください。

問 総合支所保健福祉課(世田谷☎5432-2865 FAX5432-3049、北沢☎6804-8727 FAX6804-8813、玉川☎3702-2092 FAX5707-2661、砧☎3482-8198 FAX3482-1796、烏山☎3326-6115 FAX3326-6154)

介護保険

65歳以上の方(第1号被保険者)の4年度介護保険料を減額します

対 65歳以上で次の「減額の基準」を全て満たす方
減額の基準/①介護保険料段階が第3段階または第4段階②現在、生活保護を受けていない③介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に入所していない④自宅以外に不動産を所有していない⑤所得税及び住民税を納めている人の扶養を受けていない、また生計が同一でない⑥健康保険(医療保険)の被扶養者となっていない(国民健康保険、後期高齢者医療制度、任意継続健康保険は可)⑦世帯の年間収入金額が150万円以下(世帯員が2人以上のときは1人あたり50万円を加えた金額)⑧世帯の預貯金、有価証券等の合計額が350万円以下(世帯員が2人以上のときは1人あたり100万円を加えた金額)⑨保険料に未納がない ※住所が同一、同じ敷地内に居住している、公共料金等を負担しあっているといった状況にある方々は同一世帯に属するものとみなします。

申請に必要なもの/①6月以降に届いた介護保険料の決定通知書②健康保険証③世帯全員分の収入が分かるもの④各種手当の通知⑤世帯全員分の預貯金通帳、有価証券(または保有状況が確認できる書類)⑥公共料金領収書または通知書(電気、ガス、水道各1枚ずつ) ※前記の書類は写しを取らせていただきます。

減額後の保険料/第3段階の方=年額2万9664円、第4段階の方=年額3万7080円

申請期限/5年3月31日

備 詳しくは、お問い合わせください。

問 介護保険課 ☎5432-2643 FAX5432-3042

税金

税理士会による税の無料相談

対象地域	開催日時	会場・申込先
世田谷 税務署 管内	9月10日(土) 午後1時30分～4時	東京税理士会世田谷支部 (若林4-31-7ベルジェ102) ☎5481-0770 FAX5481-0771
北沢 税務署 管内	9月12日(月) 午後1時～4時	東京税理士会北沢支部 (松原6-1-10アイリン マンション3階) ☎3322-7894 FAX3323-3571
玉川 税務署 管内	9月9日(金) 午後1時～4時 【相続税専用】 毎週火・木曜 午前10時～ 午後4時	東京税理士会玉川支部 (玉川2-4-4玉川酒販会 館3階) ☎3700-0562 FAX3708-5131

備 電話で要予約。相談時間は1回30分。1回のみ無料。

国保・高齢者医療

10月1日から一定以上の所得のある方の自己負担割合が変わります

● 10月1日から、後期高齢者医療保険の自己負担割合の区分に2割が追加されます

75歳以上の方(65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている方を含む)の医療費の自己負担割合について、現行の「1割」または「3割」に、新たに「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。

一定以上の所得のある方は、3割負担の方を除き、自己負担割合が「2割」になります。

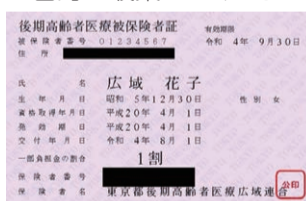
10月1日からの自己負担割合は、4年度の住民税課税所得*及び3年中の所得等をもとに東京都後期高齢者医療広域連合が判定します。

*住民税課税所得=総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出した額

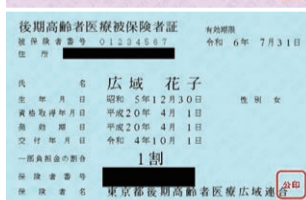
10月1日からの自己負担割合	
判定基準	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	3割
次の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入(遺族年金、障害年金を除く)」+「その他の合計所得金額」の合計額が ・被保険者が1人…200万円以上 ・被保険者が2人以上…合計320万円以上	2割
次のいずれかの場合 ・同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満 ・前記①に該当するが②には該当しない ・住民税非課税世帯	1割

10月1日からお使いいただく新しい保険証(後期高齢者医療被保険者証)(水色)は、全ての被保険者の方へ、9月中旬以降に簡易書留でお送りします。

現在お使いの保険証(藤色)は、10月1日以降、ご自身で破棄してください。



◀ 8月1日から9月30日まで
お使いいただく保険証
(藤色)



◀ 10月1日から
お使いいただく保険証
(水色)

● 自己負担割合の見直しに伴い配慮措置があります

2割負担となる方には、7年9月30日までの3年間、自己負担割合の引き上げに伴う外来医療の負担増加額を1か月あたり3000円までに抑える配慮措置があります(入院した月の医療費は対象外)。配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、後日払い戻します。

問 制度見直しの背景等について=厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719(午前9時～午後6時 ※日曜、祝・休日を除く)

医療費の自己負担割合の見直しについて=東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター ☎0570-086-519(午前9時～午後5時 ※土・日曜、祝・休日を除く)

国保・年金課後期高齢者医療
☎5432-2390 FAX5432-3005